

審査意見への対応を記載した書類(8月)

(目次) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

【大学等の設置の趣旨・必要性】

1 <養成する人材像やディプロマ・ポリシーとの関係性が不明確>

人材養成目的として看護系大学協議会が提示する10の能力を挙げ、本研究科のディプロマ・ポリシーでもこれらの能力の修得を目指すとしているが、ディプロマ・ポリシーが、これら全てを満たす内容となっているか不明確であるため、本研究科が養成する人材像を明確にした上で、ディプロマ・ポリシーとの関係性を具体的に説明し、必要に応じて適切に改めること。

(是正事項)…1

2 <設置の目的とポリシー等との関係が不明確>

研究科の目的やディプロマ・ポリシーの説明に「教育的な支援を展開できる専門職を育成する」等とあるが、基本計画書における設置の目的やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーでは「教育的な支援」を行う能力について言及がないなど、不整合な点が見受けられる。そのため、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー等を適切に改めるとともに、それらの整合性について明確に説明すること。

(是正事項)…3

3 <各領域を設定する趣旨が不明確>

本専攻では「療養生活支援看護学領域」と「健康生活支援看護学領域」の2つ領域を設定しているが、各領域を設定する趣旨について説明がなく、養成する人材像やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの整合性についても不明確である。そのため、各領域を設定する趣旨について具体的に説明するとともに、養成する人材像やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの整合性についても明確に説明すること。

(是正事項)…6

4 <学生確保の見通しが不明確>

都内の看護系大学院の修士課程の入学定員の合計数と都内の看護師数等を比較し、「修士課程の定員数は十分とは言い難い」としているが、他大学の定員充足状況等については述べられておらず、また、学部卒業生に対するアンケートについても「是非、進学を検討したい」と回答した者も4名にとどまり、これらの説明では、本専攻の10名の入学定員を充足できるかどうか、不明確である。客観的なデータを示す等、学生確保の見通しについて改めて具体的に説明すること。

(是正事項)…10

5 <修了後の進路が不明確>

本学を修了した学生の進路について明確な記載がないことから、本学を修了した現職の看護師が、医療現場に戻ってどのように活躍することを想定しているのか、説明すること。また、学部卒業後、直ちに入学する学生を想定しているのか、想定していた場合その進路についてどのように考えているか明確にすること。

(是正事項)…14

6 <入学者選抜の内容が不明確>

選抜試験の実施に関し、筆記試験と面接試験を行う記載があるものの、それぞれの試験の内容について具体的な説明がなく、アドミッション・ポリシーに基づいて適切に選抜が行えるのか不明なため、明確に説明すること。また、本学の設置の趣旨や入学出願資格によれば、学部等からの進学者と社会人入学が想定されているものと見受けられるが、その区分についても記載がないので、それぞれどのように選抜するのかについても併せて説明すること。

(是正事項)…15

7 <社会人に対する配慮が不十分>

社会人の履修方法について、教育方法の説明において長期履修についての記載はあるものの、「平日1限～6限及び土曜日1～4限開講授業を行う」とあり、また、各科目は全て対面式で行われる

こととなっており、学生の就業状況に合わせ十分な学修時間が確保できるか不明確である。メディア授業等の充実を含め、社会人学生に対する配慮が十分なされているか、説明すること。

(是正事項)…17

【教育課程等】

8 <ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと教育課程が不整合>

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと教育課程について、例えば、ディプロマ・ポリシーに掲げる「看護実践をエビデンスに基づいて思考・展開できる能力」の修得に必要と考えられる「看護理論」がカリキュラム・ポリシーでは選択科目とされていたり、「他職種と連携・協働する力」を修得する科目が見当たらなかつたりする等、整合性が不明確であることから、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、教育課程の整合性を明確に説明し、必要に応じて修正すること。なお、上記「看護理論」はシラバスでは必修科目とされており、また、カリキュラム・ポリシーで必修科目とされている「ヘルスプロモーションと健康教育」が教育課程の概要等では選択科目とされているなど、不整合が見られるので、計画全体について見直し、修正すること。

(是正事項)…19

9 <実習の内容が不明確>

「健康生活支援看護実習」及び「療養生活支援看護実習」について、実習期間を9月から2月に設定しているが、その間の具体的な実習計画や指導体制(指導教員と実習指導先)が不明確であることから、具体的に説明すること。

(是正事項)…22

10 <シラバスの記載内容が不十分>

シラバスにおいて、以下のように不適切なものが散見されるため、全体について見直し、改めること。

(是正事項)…24

- (1) 「看護研究方法論Ⅰ」や「看護研究方法論Ⅱ」、「看護システム論」、「看護理論」で、成績評価の方法と基準が空欄となっている。
- (2) 授業外学習について、目安を示していないものや、予習90分、復習90分としているもの、予習2時間と示しているものなど様々で、事前事後学習についてどのような考え方で設定しているのか不明確である。
- (3) テキスト・参考文献について示されていないものがある。

11 <論文審査体制における副査の位置づけが不明確>

学位論文審査の副査について指導教員が選出されるのか不明確ため、公正かつ厳格な学位論文に係る審査が可能な体制が構築されていることについて明確に説明すること。なお、副査のうち1名は「外部の看護学分野の教員も可とする」という記載と、「学部の看護分野の教員も可とする」という記載があるため、適切に修正すること。

(是正事項)…30

【教員組織等】

12 <研究指導補助教員数が大学院設置基準を満たしていない>

研究指導補助教員数について、大学院設置基準の規定を満たしていないため、適切に改めること。

(是正事項)…31

13 <教員組織の将来構想について不明確>

本専攻の主要科目である「看護研究方法論Ⅰ」や「看護研究方法論Ⅱ」などを、完成年度で定年を迎える教授が担当することとなっているが、完成年度以降の該当科目やその専門領域をどのように引き継いでいくのか不明確であるため、将来構想について具体的に説明すること。

(改善事項)…32

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

【大学等の設置の趣旨・必要性】

- 1 <養成する人材像やディプロマ・ポリシーとの関係性が不明確>
人材養成目的として看護系大学協議会が提示する10の能力を挙げ、本研究科のディプロマ・ポリシーでもこれらの能力の修得を目指すとしているが、ディプロマ・ポリシーが、これら全てを満たす内容となっているか不明確であるため、本研究科が養成する人材像を明確にした上で、ディプロマ・ポリシーとの関係性を具体的に説明し、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

本研究科が養成する人材像を設置の趣旨ならびに必要性和整合させながら明確にした。ディプロマ・ポリシーに関しても一貫性が担保されるよう修正した。

(新旧対照表)設置の趣旨を記載した書類(5~6 ページ)

新	旧
<p>3. 人材育成の目的とディプロマポリシー</p> <p>1) 養成を目指す人材像</p> <p>本研究科では、人々の尊厳を守りながら個々人の意思決定を支え、その人が望む生活を営むために必要な健康行動を獲得し、直面した健康問題を解決できる能力を身につけることを支援する教育的な看護を実践できる人材育成を目指している。そのためには、研究的方法論を活かして問題や課題を分析して最善策を見出す能力、高い倫理観をもち人々の意思決定を支援できる能力、エビデンスに基づいて思考し、教育的な看護を実践できる能力、保健医療福祉システムの中で様々な人々や多職種と連携・協働する力を育成することが必要と考えている。特に、健康の保持・増進や健康回復に必要とされる健康行動は、個々人の日常生活習慣に深く結びついており、行動を変容していくことは決して容易ではない。したがって、教育的な看護実践では、個々人が大切にしている信条や価値観を丁寧に探り、尊重した上で、生活習慣の変容の難しさを十分に理解し、“知識として理解していても、生活習慣の改善を継続することができない”状況を受け止めながら、対象者と共に健康行動を継続できる方策を検討し、その人の意思決定と継続していこうとする思いを支援できる力の育成が重要である。行動変容が困難な事例に対しても、健康行動を獲得あるいは継続できない要因について研究的方法論を用いて明らかにし、その解決方法を個々人の生活に当てはめながら最善策を見出すと共に個々人の意思決定のあり方を深慮しながら支え、個々人の健康行動継続を支援するために必要な人々と協働できる看護実践力を携えた人材育成を目指す。また、こうした看護実践力は、個人に限らず集団や地域を</p>	<p>3. 教育研究上の理念・目的</p> <p>1) 人材養成目的</p> <p>看護系大学協議会(修士課程)では、看護系大学院における教育の基準策定と評価に関する調査研究報告書(平成26年3月)の中で、下記の示す大学院における10の「能力」と「能力の内容」42項目を提示している。</p> <p>① 能力Ⅰ：看護の課題を科学的に探究し、エビデンスを活用する</p> <p>② 能力Ⅱ：看護の対象(個人・家族・集団・地域)に対して、高度な看護を実践する。</p> <p>③ 能力Ⅲ：看護実践やケア環境の質の改善に向けて取り組む。</p> <p>④ 能力Ⅳ：ケアが提供されている組織やシステムを分析し、ケア環境を改善する。</p> <p>⑤ 能力Ⅴ：リーダーシップを発揮し、ケア提供の場や人的環境を整える。</p> <p>⑥ 能力Ⅵ：専門性の相違を尊重した上で多職種間のケアの改善を主導する。</p> <p>⑦ 能力Ⅶ：現行の法律・制度・政策が健康と看護に与える影響を分析し、解決策を考案する。</p> <p>⑧ 能力Ⅷ：看護学の発展に寄与できる教育環境づくりに取り組む。</p> <p>⑨ 能力Ⅸ：倫理的・文化的感受性を持ち、専門職としての責務を果たす。</p> <p>⑩ 能力Ⅹ：看護学の発展に寄与できるアイデンティティを形成する。</p> <p>これらの内容から看護学研究科修士課程で育成すべき能力は、社会のニーズがいかなる形に変化しようとも、看護の対象が求める看護を提供できる実践力とその実践力を裏付けるエ</p>

対象とした場合にも発揮されるものである。

2) ディプロマ・ポリシー

以下の能力を修得し、修了に必要な単位を取得し、かつ必要な研究指導を受けた上で修士論文の審査に合格した人に修士(看護学)の学位を授与することとする。

- (1) 人々の生活の場や臨床の場で直面する様々な課題に関して研究的方法論を活かして分析し、最善策を見出す能力を修得している。
- (2) 高い倫理観をもち人々の意思決定を支援できる能力を修得している。
- (3) 個々人が望む生活を営むためには、個々人が自身の健康を保持・向上していく力を獲得しなければならないことに主眼を置き、こうした力を人々が獲得できるような教育的な看護を実践できる。
- (4) 保健医療福祉システムの中で、様々な人々や多職種と連携・協働する力を修得している。

ビデンスを示すことができる基礎的な能力であり、本学大学院看護学研究科のディプロマ・ポリシーにおいても、これらの能力の修得を目指している。また、文京学院大学保健医療技術学部看護学科の第Ⅰ期・第Ⅱ期の卒業生および東京都内の本学臨地実習における協力医療機関の看護師を対象に実施した調査結果では、保健医療福祉分野の中で重要課題である「がん看護」や「終末期看護」、「在宅看護」の分野を希望する者が多かった。こうした分野を希望している者にとって、対象者が自分らしい療養生活のあり方を決定し、実現できるよう支援していける看護実践力は欠かせないものであり、本学大学院看護学研究科のディプロマ・ポリシーと一致するものである。加えて、WHOにおいて推進されている人々のヘルスプロモーションを実践できる能力は、知識や技術に留まらず、人々の健康生活・療養生活に対する深い理解や様々な価値観への敬意と尊重が基盤であり、本学大学院看護学研究科の人材養成そのものとする。

2) ディプロマ・ポリシー

本研究科では、人々の尊厳を守りながら個々人の意思決定を支え、個々人が望む生活を営むために必要な健康行動と健康問題を解決できる能力を獲得できるような教育的な支援を高度な看護実践として位置づけている。こうした看護実践力を身につけるために以下の能力を修得し、修了に必要な単位を取得し、かつ必要な研究指導を受けた上で修士論文の審査に合格した人に修士(看護学)の学位を授与することとする。

- (1) 人々の生活の場や臨床の場で直面する様々な課題に関して研究的方法論を活かして分析し、最善策を見出す能力を修得している。
- (2) 高い倫理観をもち人々の意思決定を支援できる能力を修得している。
- (3) 個々人が望む生活を営むためには、個々人が自身の健康を保持・向上していく力を獲得しなければならないことに主眼を置き、そのために必要な看護実践をエビデンスに基づいて思考・展開できる能力を修得している。
- (4) 保健医療福祉システムの中で、様々な人々や多職種と連携・協働する力を修得している。

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

【大学等の設置の趣旨・必要性】

2 <設置の目的とポリシー等との関係が不明確>

研究科の目的やディプロマ・ポリシーの説明に「教育的な支援を展開できる専門職を育成する」等とあるが、基本計画書における設置の目的やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーでは「教育的な支援」を行う能力について言及がないなど、不整合な点が見受けられる。そのため、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー等を適切に改めるとともに、それらの整合性について明確に説明すること。

(対応)

本研究科の設置趣旨については、教育的な看護実践の必要性を明確に記述した。また設置の必要性に関しても、学部教育との関連から卒業生の要請に応える側面と、学科開設から現在までの間に築いてきた実習病院との“共に看護の質向上に貢献していきたい”という関係性により生まれている本研究科開設へ寄せられている期待の面から具体的に説明した。

(新旧対照表)設置の趣旨を記載した書類(1～3 ページ)

新	旧
<p>1) 文京学院大学大学院看護学研究科設置の趣旨</p> <p>平成 24 年に策定された「21 世紀における第 2 次国民健康づくり運動 (健康日本 21 (第二次))」では、国民の健康増進の推進として、(1) 健康寿命の延伸と健康格差の縮小、(2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、(3) 社会生活を営むために必要な機能の維持および向上、(4) 健康を支え、守るための社会環境の整備、(5) 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善、が目標として設定されている。すなわち、あらゆるライフステージにおいて、個々人が健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できることを目指して、適切な生活習慣を個々人が獲得し継続していくこと、こうした生活のあり方を支援できる社会環境を整備していくことを目標としている。確かに少子高齢化が今後、暫くは加速され、継続されることを想定すると、健康寿命の延伸は社会としても重要な課題である。しかしながら、少子高齢社会に限らず、個々人が自分の生きがいや希望を持ち、健やかに生活していける社会環境は本来、目指すべきものであり、そのためにはライフステージの早い段階から適切な生活習慣を獲得していけるような力を個々人が育み、自身の健康づくりに積極的に取り組める姿勢を持つことが重要な鍵となる。看護専門職は、個々人が自身の健康の保持・増進に繋がる生活習慣を継続していける力を獲得でき</p>	<p>1) 文京学院大学大学院看護学研究科設置の趣旨</p> <p>現在、我が国においては『国民の健康寿命が延伸する社会』の構築を目指して、高齢者の介護予防等の推進、現役世代からの健康づくり対策の推進、医療資源の有効活用に向けた取組の推進が図られている。少子高齢化が進むわが国において、国民の健康寿命の延伸は重要な課題である。そのための対策として、地域と連携した介護や医療情報の見える化、妊産婦や乳幼児期からの健康づくり・生活習慣病予防・メンタルヘルス対策、ICT を活用した地域医療ネットワーク事業などを推進している。健康増進に向け様々な施策が展開されているが、このような施策をより効果的にすすめていくためには実際に関わる医療職者の質の高い実践力が欠かせない。特に、健康の維持・増進を目指し生活支援を行っている専門職である看護職者の教育的な実践力は健康寿命の延伸を左右する鍵となる。しかしながら看護基礎教育においては、教育的な実践力の基盤となる教育学やマネジメント学に関する学修時間を十分に得ているとはいえない現状にある。</p> <p>わが国の少子高齢化は今後ますます顕著となることが予測される。生命を育み、健全な次世代を育成していくことは、社会全体の大きな課題である。男女問わず、妊娠・出産・子育てについて考える教育的機会、健康な子どもを家族が育む力を培うための健康教育</p>

るよう支援する役割を担う専門職である。したがって、看護専門職者にとって、生活習慣病のリスクとなるような生活習慣の改善をはかる援助や多様な場における健康の保持・増進に向けた教育的な支援は欠かせないものであり、高度な実践能力が求められる。加えて、医療現場においては、対象者の高齢化に伴い疾病構造は複雑となり、独居や老老世帯が増え、健康問題の解決を図る上でも困難な事例が散見している。また健康な子どもを育めるような妊娠や出産、子育てを実践していける力が乏しい母親や父親も少なくなく、家族としての機能が働いていない状況を見受けることも多い。このように健康問題の解決を図り、健康回復を支援する上でも、対象者の置かれている状況を的確に判断しながら対象者自身が問題解決に取り組む意思を固めることを支え、対象者と共に解決方法を模索し、実行に移していくことを援助できる教育的な実践能力が看護専門職者には求められる。

以上のような背景をふまえ、本研究科では、あらゆる場において、人々の尊厳を守りながら個々人の意思決定を支え、個々人が自身にとって最善の健康状態を維持しながら、生きがいや希望を持った生活を送れるような能力を獲得できることを目指し、教育的な看護実践を展開できる看護専門職者を育成する。具体的には、人々の生活の場や臨床の場で直面する様々な問題や課題に関して、研究的方法論を活かして分析して最善策を見出す能力、高い倫理観をもち人々の意思決定を支援できる能力、エビデンスに基づいて思考し、教育的な看護を実践できる能力、保健医療福祉システムの中で様々な人々や多職種と連携・協働する力を備えた人材育成を目指す。

2) 文京学院大学大学院看護学研究科設置の必要性

文京学院大学における大学院教育は 1997 年の経営学研究科経営学専攻修士課程開設に始まり、保健医療科学研究科保健医療科学専攻修士課程は 2010 年に開設された。保健医療科学研究科では、保健医療分野における高度な専門職業人ならびに研究者の養成を目的として、理学療法士・作業療法士・臨床検査技師などの有資格者に対して、先端医療科学の専門知識と高度な専門的技術を教授するとともに、保健医療分野を科学的にとらえて、学術的・理論的に研究できることを目指して教育している。看護学研究科の母体となる保健医療技術学部看護学

が必要である。そのためには胎児期から老年期までのすべてのライフサイクルにおいて、自己と家族の健康を守ることができる適切な知識や意思決定、行動を促す専門家による教育的な関わりが求められる。また介護も深刻な課題である。高齢者自身が社会の中でその人らしく生活していくことができ、介護を必要とする人の生活の質を向上できるよう、家族を含め地域社会への人々への教育的な実践力が必要とされる。

一方、医療の現場においては、在院日数の短縮化や疾病構造の複雑化により、患者やその家族に対してより高度な教育的関わりが求められている。すなわち、短期間で個々の状況を的確に判断し、それに応じた適切な教育・助言を実践できる能力の獲得が看護職者には必要とされる。また、医療における多職種連携が進む中で、患者・家族の意思決定を支え、患者が多職種の中で意思表出できる力を育成することも看護職者の役割である。

以上のような背景をふまえ、本研究科では、人々の尊厳を守りながら個々人の意思決定を支え、個々人が望む生活を営むために必要な健康行動と健康問題を解決できる能力を獲得できるような教育的な支援を展開できる専門職を育成する。具体的には、人々の生活の場や臨床の場で直面する様々な課題に関して研究的方法論を活かして分析し、最善策を見出す能力、高い倫理観をもち人々の意思決定を支援できる能力、看護実践をエビデンスに基づいて思考・展開できる能力、保健医療福祉システムの中で、様々な人々や多職種と連携・協働する力を備えた人材育成を目指す。

個人の健康に対するインセンティブを強化し、集団の健康増進・維持につながるシステムティックな健康教育とマネジメントする力は、今後益々、看護師に求められる重要な役割となる。本学の大学院教育課程においては、あらゆる健康レベルやライフサイクルにおける健康課題を分析し、効果的な教育を実践できる人材を育成する。

2) 文京学院大学大学院看護学研究科設置の必要性

文京学院大学における大学院教育は 1997 年の経営学研究科経営学専攻修士課程開設に始まり、保健医療科学研究科保健医療科学専攻修士課程は 2010 年に開設された。保健医療科学研究科では、保健医療分野における

科は2014年に開設され、6年目を迎えた。地域における生活を基盤しながら看護を考え、質の高い看護を実践できる看護師の育成を目指している。この2年間の国家試験合格率はいずれも100%であり、卒業生は都内をはじめ主に関東圏内の大学病院や地域医療支援病院に就職している。学部教育においても、対象者の意思決定の重要性や対象者自身が問題解決できるような支援の必要性を重要視していることもあり、卒業生からは、「心疾患患者の急性増悪を予防できるように本人に働きかける実践力を高めたい。」や「“在宅に戻りたい”という高齢患者の意思を実現できる実践力を獲得したい。」などの声を耳にすることが多い。こうした卒業生の要望に答えていくためにも看護学研究科の設置は必須と考える。さらに本学看護学科の臨地実習を依頼している病院のうち数か所とは、本学科の教員が病院の看護研究を支援する体制が整備され始めており、臨床場面で個々の看護師が直面している課題に関して研究的方法論を用いて教員と共に解決を図っている。こうした取り組みを通して、看護師の中から「研究的な方法論をしっかりと学び、自身で課題を解決できる力を獲得し、現場の看護師たちと一緒に実践を高めたい。」という者も現れており、大学院看護学研究科が開設された折には進学を視野に入れている看護師も見受けられる。これまでの実習病院との関係性から本学科の教員への信頼も伺え、実習病院と協力しながら看護の質向上への取り組みの一環として、現場の看護師の実践力向上の場の提供は重要な意味を持ち、看護学研究科の設置は現場からも期待されているものと推測される。

加えて、2019年の日本看護系大学協議会の会員校は284校であり、各看護系大学における教員確保は決して容易ではない。そのため、将来的には、卒業生を看護学の研究者として、看護基礎教育の教育者として育成し、本学看護学科の学生を質の高い看護専門職者に養成する教員として立脚できるよう培うことも念頭に入れ、看護学研究科の設置を目指している。

高度な専門職業人ならびに研究者の養成を目的として、理学療法士・作業療法士・臨床検査技師などの有資格者に対して、先端医療科学の専門知識と、高度な専門的技術を教授するとともに、保健医療分野を科学的にとらえて、学術的・理論的に研究できることを目指して指導している。保健医療技術学部看護学科は2014年に開設され、6年目を迎えた。地域の生活を基盤とした看護を考え、質の高い看護を実践できる看護師の育成を目指している。この2年間の国家試験合格率はいずれも100%である。看護実践卒業生・在校生からは看護師としてのキャリア形成に関する相談も少なくない。また、本学の理念「自立と共生」のもと、看護学科が目指す「チーム医療を想定した学びの環境で、他職種と協働し、地域における生活を基盤とした看護を考えられる看護師」の育成を担う教員を育てることも重要である。先に大学院を開設した保健医療科学研究科では、修士修了生のうち教員として大学に着任している者も増えてきており、本学の教育への貢献に限らず、専門職としてのキャリア形成のモデルとしても学部生に大きな影響を与えることができていると考える。こうしたことも踏まえ、学部教育と連動した大学院看護学研究科の設置は重要な意義があると考えられる。

また、現在（2019年5月）、東京都内にある国公立・市立の看護系大学において、大学院教育を行っている大学は20校であり、他県に比べると多いが、東京都は看護師数も全国第1位であり、高度な医療を提供する基幹医療施設を多く構えるとともに、高齢化の進展に伴い在宅医療需要の大幅な増加が推計される。そのため、医療機関での高度医療への対応はもとより、地域の生活を基盤とした医療への綿密な対応ができる質の高い看護師の育成と人材確保は大きな課題である。文京学院大学近辺の看護系大学の大学院教育を概観すると、研究職の育成に重点をおいた大学が多く、高度な看護を提供できる実践家の育成に主眼を置いた大学院は必ずしも潤沢ではない。文京学院大学大学院看護学研究科(修士課程)では、地域の生活を基盤とした医療から高度な医療における看護実践を高める教育、特に各集団に応じたヘルスプロモーションの推進や相手の行動変容に向けた教育的な介入ができる看護師の育成を目指す。

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

【大学等の設置の趣旨・必要性】

3 <各領域を設定する趣旨が不明確>

本専攻では「療養生活支援看護学領域」と「健康生活支援看護学領域」の2つ領域を設定しているが、各領域を設定する趣旨について説明がなく、養成する人材像やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの整合性についても不明確である。そのため、各領域を設定する趣旨について具体的に説明するとともに、養成する人材像やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの整合性についても明確に説明すること。

(対応)

教育課程の中で、「健康生活支援看護学」と「療養生活支援看護学」を設定する趣旨を明記した。加えてディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの整合性を図かり、養成する人材像と教育課程の関係性を明確にした。

(新旧対照表)設置の趣旨を記載した書類(5~8 ページ)

新	旧
<p>2) ディプロマ・ポリシー</p> <p>以下の能力を修得し、修了に必要な単位を取得し、かつ必要な研究指導を受けた上で修士論文の審査に合格した人に修士(看護学)の学位を授与することとする。</p> <p>(1) 人々の生活の場や臨床の場で直面する様々な課題に関して研究的方法論を活かして分析し、最善策を見出す能力を修得している。</p> <p>(2) 高い倫理観をもち人々の意思決定を支援できる能力を修得している。</p> <p>(3) 個々人が望む生活を営むためには、個々人が自身の健康を保持・向上していく力を獲得しなければならないことに主眼を置き、こうした力を人々が獲得できるような教育的な看護を実践できる。</p> <p>(4) 保健医療福祉システムの中で、様々な人々や多職種と連携・協働する力を修得している。</p>	<p>2) ディプロマ・ポリシー</p> <p>本研究科では、人々の尊厳を守りながら個々人の意思決定を支援、個々人が望む生活を営むために必要な健康行動と健康問題を解決できる能力を獲得できるような教育的な支援を高度な看護実践として位置づけている。こうした看護実践力を身につけるために以下の能力を修得し、修了に必要な単位を取得し、かつ必要な研究指導を受けた上で修士論文の審査に合格した人に修士(看護学)の学位を授与することとする。</p> <p>(1) 人々の生活の場や臨床の場で直面する様々な課題に関して研究的方法論を活かして分析し、最善策を見出す能力を修得している。</p> <p>(2) 高い倫理観をもち人々の意思決定を支援できる能力を修得している。</p> <p>(3) 個々人が望む生活を営むためには、個々人が自身の健康を保持・向上していく力を獲得しなければならないことに主眼を置き、そのために必要な看護実践をエビデンスに基づいて思考・展開できる能力を修得している。</p> <p>(4) 保健医療福祉システムの中で、様々な人々や多職種と連携・協働する力を修得している。</p>
<p>1) 教育課程編成の考え方</p> <p>「日本の将来推計人口」によると 2025 年には</p>	<p>1) 教育課程編成の考え方</p> <p>「日本の将来推計人口」によると 2025 年</p>

65歳以上の高齢者は3,657万人に達して、人口の30%を占め、諸外国に例をみない速さで進んでいる高齢化が保健医療福祉分野に大きな影響を及ぼすことは周知の通りである。高齢者が住み慣れた地域で自分らしい人生を全うできることを目指し、2005年の介護保険法改正で地域包括ケアシステムの必要性が謳われて以降、2011年と2015年の改正により地域包括ケアシステムの構築が自治体の責任で義務化され、介護予防・日常生活支援総合事業の創設などが実施されてきた。さらに2018年4月から施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムのさらなる推進を目指して、「自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進」、「医療・介護の連携の推進」、「地域共生社会の実現に向けた取組の推進」が掲げられている。すなわち、加齢に伴う心身の様々な変化により高齢者が要介護の状態になっても、住み慣れた地域で尊厳を保ちながら自分らしい暮らしを最期まで継続できる社会の構築を目指して、自治体等の保険者が積極的に取り組むと同時に、地域住民が自身の問題として参画することが求められている。こうした地域社会の構築は、1950年代から1960年代、1970年代にかけて取り組まれた成人病予防を目指した地域活動に共通する面があり、高度経済成長期やバブル期を経て衰退した“地域のつながり”をあらためて育成・強化していくことが求められていると考える。これを実現するためには、まず個々人が生活の場で人生を全うする営みのあり方を重要視して、健康を保持・増進するために必要な健康行動をライフサイクルの早い時期から自身の生活の中で実践する力を獲得することが必要である。また病気を抱えながらも自分らしく地域で生活することを選択していく姿勢を獲得することが欠かせない。さらに自分の生活の場で最期まで過ごすことを諦めていた人々の願いを実現できるような体制を形成することが求められる。このようにあらゆる年代、あらゆる健康レベルの地域住民を対象として展開する看護実践には教育的な支援力が必須となり、文京学院大学大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)においては、教育的看護実践力を高めていくことを教育課程の主眼とした。教育的看護実践力の探究に関して、人々の健康行動の獲得力を支援する視点から、生活習慣病を予防し、健康を保持・増

には65歳以上の高齢者は3,657万人に達して、人口の30%を占め、諸外国に例をみない速さで進んでいる高齢化が保健医療福祉分野に大きな影響を及ぼすことは周知の通りである。高齢者が住み慣れた地域で自分らしい人生を全うできることを目指し、2005年の介護保険法改正で地域包括ケアシステムの必要性が謳われて以降、2011年と2015年の改正により地域包括ケアシステムの構築が自治体の責任で義務化され、介護予防・日常生活支援総合事業の創設などが実施されてきた。さらに2018年4月から施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムのさらなる推進を目指して、「自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進」、「医療・介護の連携の推進」、「地域共生社会の実現に向けた取組の推進」が掲げられている。すなわち、加齢に伴う心身の様々な変化により高齢者が要介護の状態になっても、住み慣れた地域で尊厳を保ちながら自分らしい暮らしを最期まで継続できる社会の構築を目指して、自治体等の保険者が積極的に取り組むと同時に、地域住民が自身の問題として参画することが求められている。こうした地域社会の構築は、1950年代から1960年代、1970年代にかけて取り組まれた成人病予防を目指した地域活動に共通する面があり、高度経済成長期やバブル期を経て衰退した“地域のつながり”をあらためて育成・強化していくことが求められていると考える。これを実現するためには、まず個々人が生活の場で人生を全うする営みのあり方を重要視して、病気を抱えながらも自分らしく地域で生活することを選択していく姿勢を獲得することが欠かせない。また、自分の生活の場で最期まで過ごすことを諦めていた人々の願いを実現できるような体制を形成することが求められる。このようにあらゆる年代、あらゆる健康レベルの地域住民を対象として展開する看護実践には教育的な支援力が必須となり、文京学院大学大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)においては、看護的教育能力を高めていくことを教育課程の主眼とした。加えて、質の高い看護実践力の育成を目指し、日本看護系大学協議会が提示している高度実践看護師教育課程の科目を参考とした。科目構成

進する力を培うことを中心に働きかける看護を探究する領域として「健康生活支援看護学」を、生活習慣病をはじめ病気を抱えながらも状態悪化を予防し、改善を図っていける力を培うことを支援する看護を探究する領域として「療養生活支援看護学」を設定した。科目構成としては、『共通科目』には教育的看護実践力の基盤となる科目と研究的思考ならびに手法を修得できる科目を配置した。『専門教育科目』には、個々人が健康行動を獲得するための看護を探究し、実践するために「健康生活」と「療養生活」とが一人の人間の営みの中で分断することなく、一貫した形で全うできるための知見とこれを支援する看護の知見が積み重ねられる科目構成とした。これら『共通科目』と『専門教育科目』により修得した専門的な知識と視点をもって看護の事象から捉えた課題を論理的な思考と研究的手法を用いて学位論文としてまとめていく『特別研究』を設けた。

この3つの科目区分を教育課程の主軸とし、ディプロマ・ポリシーを達成するためのカリキュラム・ポリシーを次のように掲げる。

- (1) 課題解決能力を育成するために「看護研究方法論Ⅰ」と「看護研究方法論Ⅱ」、「看護理論」を『共通科目』の必修科目としている。さらに『特別研究』では修士論文を全学生に課して、論理的思考と研究的方法論を用いて課題解決を図る力を強化する。
- (2) 人々の意思決定を支援する上で欠かせない高い倫理観を育成するために『共通科目』の必修科目として「看護倫理」を置いている。また、家族の中で対立し合う意思の調整や家族全体の課題解決の力を育成するために「家族看護論」を選択科目に置いている。「健康生活支援看護学実習」あるいは「療養生活支援看護学実習」において、臨床現場の中で直面する対象者の尊厳の擁護やプライバシーの保護、個人情報の取扱い等に関わる問題を解決する力を強化するとともに、意思決定が困難な事例への支援のあり方を思考し、実践する力を培う。
- (3) 教育的な看護実践力を育成するために『共通科目』では、「看護実践教育論」を必修科目に、「ヘルスプロモーションと健康教育」を選択科目にしている。実践力を確かなものにするため『専門教育科目』では、「健康生活」あるいは「療養生活」のいずれかに軸足を置きながら、「健康生活支援看護学特論」ならび

としては、『共通科目』には看護的教育能力の基盤となる科目と研究的思考ならびに手法を修得できる科目を配置した。『専門教育科目』には、個々人がその人らしい生活を継続できる力を獲得できることを支援する専門力を高めることを目指し、生活の継続という観点から「健康生活」と「療養生活」とが一人の人間営みの中で分断することなく、一貫した形で全うできるための知見とこれを支援する看護の知見を積み重ねられる科目構成とした。これら『共通科目』と『専門教育科目』により修得した専門的な知識と視点をもって看護の事象から捉えた課題を論理的な思考と研究的手法を用いて学位論文としてまとめていく『特別研究』を設けた。

この3つの科目区分を教育課程の主軸とし、ディプロマ・ポリシーを達成するためのカリキュラム・ポリシーを次のように掲げる。

- (1) 課題解決能力を育成するために「看護研究方法論Ⅰ」と「看護研究方法論Ⅱ」を『共通科目』の必修科目としている。研究を進めていく上での根拠を明確にするために「看護理論」を選択科目に設定している。さらに『特別研究』では修士論文を全学生に課して、論理的思考と研究的方法論を用いて課題解決を図る力を強化する。
- (2) 人々の意思決定を支援する上で欠かせない高い倫理観を育成するために『共通科目』の必修科目として「看護倫理」を置いている。また「健康生活支援看護学実習」あるいは「療養生活支援看護学実習」において、臨床現場の中で直面する対象者の尊厳の擁護やプライバシーの保護、個人情報の取扱い等に関わる問題を解決する力を強化する。
- (3) 人々の生活の場ならびに臨床の場における高度な教育的な看護実践力を育成するために『共通科目』では、「看護実践教育論」と「ヘルスプロモーションと健康教育」を必修科目としている。実践力を確かなものにするため『専門教育科目』では、「健康生活」あるいは「療養生活」のいずれかに軸足を置きながら、「健康生活支援看護学特論」ならびに「療養生活支援看護学特論」において実践を支える様々な理論やモデルを学修する。さらに「健康生活支援看護学演習Ⅰ・Ⅱ」と「療養生活支援看護学演

に「療養生活支援看護学特論」において実践を支える様々な理論やモデルを学修する。さらに「健康生活支援看護学演習Ⅰ・Ⅱ」と「療養生活支援看護学演習Ⅰ・Ⅱ」では、関心分野における課題を理論的、科学的に見出す力を強化する。また「健康生活支援看護学実習」と「療養生活支援看護学実習」では、見出した課題を現状と照合させながら求められ看護を思考し、実践に繋げる力を強化する。また的確な実践力の基盤となるアセスメント力を確かなものとするために「フィジカルアセスメント」、「病態生理学」を選択科目として設置した。

(4) 個々人や集団の意思決定や行動変容を支えるために必要な人々や専門職と協働する力は、臨床の中で育成することが重要と考え、『専門教育科目』の中に「健康生活支援看護学実習」と「療養生活支援看護学実習」を設定し、こうした視点を学修できる環境を整備し、実践力に繋げる。また、理論的な面での知識を強化するために『共通科目』に「看護システム論」と「看護管理」、「コンサルテーション論」を選択科目として設置した。

習Ⅰ・Ⅱ」では、関心分野における課題を理論的、科学的に見出す力を強化する。また「健康生活支援看護学実習」と「療養生活支援看護学実習」では、見出した課題を現状と照合させながら求められ看護を思考し、実践に繋げる力を強化する。また的確な実践力の基盤となるアセスメント力を確かなものとするために「フィジカルアセスメント」、「病態生理学」を選択科目として設置した。

(4) 個々人の意思決定を支え、個々人が健康を保持・向上していける体制を構築する力を強化するために『共通科目』に「看護システム論」と「家族看護論」、「看護管理」、「コンサルテーション論」を選択科目として設置した。さらに『専門教育科目』における「健康生活支援看護学実習」と「療養生活支援看護学実習」では、こうした視点を学修できる環境を整備し、実践力に繋げる。

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

【大学等の設置の趣旨・必要性】

4 <学生確保の見通しが不明確>

都内の看護系大学院の修士課程の入学定員の合計数と都内の看護師数等を比較し、「修士課程の定員数は十分とは言い難い」としているが、他大学の定員充足状況等については述べられておらず、また、学部卒業生に対するアンケートについても「是非、進学を検討したい」と回答した者も4名にとどまり、これらの説明では、本専攻の10名の入学定員を充足できるかどうか、不明確である。客観的なデータを示す等、学生確保の見通しについて改めて具体的に説明すること。

(対応)

看護学研究科設置の必要性に関して、都内の看護系大学院の修士課程の入学定員の合計数と都内の看護師数等を照合して説明していたが、根拠が曖昧であった。そのため、現実的に本学に寄せられる声を基に看護学研究科の設置の必要性を説明することとした。また学部卒業生のアンケートに関しては、実施後、卒業生からも「調査の意図が分かり難かった」との指摘もあったので、再度、卒業生を対象に、調査目的を明確にし、調査項目と回答の選択肢を単純化して調査を実施した。

(新旧対照表)設置の趣旨を記載した書類(2～5 ページ)

新	旧
<p>2) 文京学院大学大学院看護学研究科設置の必要性</p> <p>文京学院大学における大学院教育は 1997 年の経営学研究科経営学専攻修士課程開設に始まり、保健医療科学研究科保健医療科学専攻修士課程は 2010 年に開設された。保健医療科学研究科では、保健医療分野における高度な専門職業人ならびに研究者の養成を目的として、理学療法士・作業療法士・臨床検査技師などの有資格者に対して、先端医療科学の専門知識と高度な専門的技術を教授するとともに、保健医療分野を科学的にとらえて、学術的・理論的に研究できることを目指して教育している。看護学研究科の母体となる保健医療技術学部看護学科は 2014 年に開設され、6 年目を迎えた。地域における生活を基盤しながら看護を考え、質の高い看護を実践できる看護師の育成を目指している。この 2 年間の国家試験合格率はいずれも 100%であり、卒業生は都内をはじめ主に関東圏内の大学病院や地域医療支援病院に就職している。学部教育においても、対象者の意思決定の重要性や対象者自身が問題解決できるような支援の必要性を重要視していることもあり、卒業生からは、「心疾患患者の急性増悪を予防できるように本人に働きかける実践力を高めたい。」や「在宅に戻りたい」という高齢患者の意思を実現できる実践力を獲得したい。」などの声を耳にすることが多い。こうした卒業生の要望</p>	<p>2) 文京学院大学大学院看護学研究科設置の必要性</p> <p>文京学院大学における大学院教育は 1997 年の経営学研究科経営学専攻修士課程開設に始まり、保健医療科学研究科保健医療科学専攻修士課程は 2010 年に開設された。保健医療科学研究科では、保健医療分野における高度な専門職業人ならびに研究者の養成を目的として、理学療法士・作業療法士・臨床検査技師などの有資格者に対して、先端医療科学の専門知識と、高度な専門的技術を教授するとともに、保健医療分野を科学的にとらえて、学術的・理論的に研究できることを目指して指導している。保健医療技術学部看護学科は 2014 年に開設され、6 年目を迎えた。地域の生活を基盤とした看護を考え、質の高い看護を実践できる看護師の育成を目指している。この 2 年間の国家試験合格率はいずれも 100%である。看護実践卒業生・在校生からは看護師としてのキャリア形成に関する相談も少なくない。また、本学の理念「自立と共生」のもと、看護学科が目指す「チーム医療を想定した学びの環境で、他職種と協働し、地域における生活を基盤とした看護を考えられる看護師」の育成を担う教員を育てることも重要である。先に大学院を開設した保健医療科学研究科では、修士修了生のうち教員として大学に着任している者も増えてきており、本学</p>

に依って行くためにも看護学研究科の設置は必須と考える。さらに本学看護学科の臨地実習を依頼している病院のうち数か所とは、本学科の教員が病院の看護研究を支援する体制が整備され始めており、臨床場面で個々の看護師が直面している課題に関して研究的方法論を用いて教員と共に解決を図っている。こうした取り組みを通して、看護師の中から「研究的な方法論をしっかりと学び、自身で課題を解決できる力を獲得し、現場の看護師たちと一緒に実践を高めていきたい。」という者も現れており、大学院看護学研究科が開設された折には進学を視野に入れている看護師も見受けられる。これまでの実習病院との関係性から本学科の教員への信頼も伺え、実習病院と協力しながら看護の質向上への取り組みの一環として、現場の看護師の実践力向上の場の提供は重要な意味を持ち、看護学研究科の設置は現場からも期待されているものと推測される。

加えて、2019年の日本看護系大学協議会の会員校は284校であり、各看護系大学における教員確保は決して容易ではない。そのため、将来的には、卒業生を看護学の研究者として、看護基礎教育の教育者として育成し、本学看護学科の学生を質の高い看護専門職者に養成する教員として立脚できるように培うことも念頭に入れ、看護学研究科の設置を目指している。

本申請に先立ち、文京学院大学大学院看護学研究科（修士課程）設置に対するニーズ、並びに入学定員に対する学生確保の見通しを明らかにするために、以下の2つのアンケート調査を実施した。

(1) 文京学院大学大学院看護学研究科（修士課程）設置にかかる医療機関からの要請

～中略～

2) 文京学院大学大学院看護学研究科（修士課程）設置にかかる卒業生からの要請

文京学院大学大学院看護学研究科（修士課程）設置に対する卒業生からの意向を把握するため、第1期（平成29年度）卒業生～第3期（平成31年度）卒業生に対して、アンケート調査を実施した。調査の内容および結果は以下のとおりである。

本調査は、大学院看護学研究科の開設に伴い、看護実践を高めることや大学院で学ぶことに対する卒業生のニーズを明らかにすることを目的

の教育への貢献に限らず、専門職としてのキャリア形成のモデルとしても学部生に大きな影響を与えることができていると考える。こうしたことも踏まえ、学部教育と連動した大学院看護学研究科の設置は重要な意義があると考え

る。また、現在（2019年5月）、東京都内にある国公立・市立の看護系大学において、大学院教育を行っている大学は20校であり、他県に比べると多いが、東京都は看護師数も全国第1位であり、高度な医療を提供する基幹医療施設を多く構えるとともに、高齢化の進展に伴い在宅医療需要の大幅な増加が推計される。そのため、医療機関での高度医療への対応はもとより、地域の生活を基盤とした医療への綿密な対応ができる質の高い看護師の育成と人材確保は大きな課題である。文京学院大学近辺の看護系大学の大学院教育を概観すると、研究職の育成に重点をおいた大学が多く、高度な看護を提供できる実践家の育成に主眼を置いた大学院は必ずしも潤沢ではない。文京学院大学大学院看護学研究科（修士課程）では、地域の生活を基盤とした医療から高度な医療における看護実践を高める教育、特に各集団に応じたヘルスプロモーションの推進や相手の行動変容に向けた教育的な介入ができる看護師の育成を目指す。

このたびの申請に先立ち、文京学院大学大学院看護学研究科（修士課程）設置に対するニーズ、並びに入学定員に対する学生確保の見通しを明らかにするために、以下の2つのアンケート調査を実施した。

(1) 文京学院大学大学院看護学研究科（修士課程）設置にかかる医療機関からの要請

～中略～

2) 文京学院大学大学院看護学研究科（修士課程）設置にかかる卒業生からの要請

文京学院大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）に対する卒業生からの意向を把握するため、第1期（平成29年度）卒業生および第2期（平成30年度）卒業生に対して、アンケート調査を実施した。調査の内容および結果は以下のとおりである。

本調査は、大学院看護学研究科の開設に伴い、看護実践を高めることや大学院で学ぶことに対する卒業生のニーズを明らかにすること

とした。Google formsにてアンケートを作成し、連絡先(メールアドレス)を登録している卒業生170名に配信した。回答期間は2020年8月1日から8月9日であった。第1期生35名、第2期生17名、第3期生57名計109名より回答が得られた(回答率64.1%)。104名(95.4%)は看護師として就労しており、保健師2名(1.8%)、助産師1名(0.9%)であった。

『今後、自分の看護実践力をより高めたいと思う時期がくると思いませんか?』という質問については、「はい」が104名(95.4%)で全員が看護師、「いいえ」が5名(4.6%)であった。調査の対象は臨床経験3年未満であるが、回答があった卒業生のうち看護師として勤めている者全てから看護実践力をより高めたいと思う時期がくるとの回答が得られたことは、日々の患者との関わりの中で高い実践力の獲得を欲する場面に遭遇している可能性が高いことが伺え、高い学習意欲に繋がると推測される。

『働きながら実践力を高める機会がほしいと思いませんか?』という質問に対しては、「はい」が95名(87.2%)、「いいえ」が14名(12.8%)であった。約9割が働きながら実践力を高める機会を希望しており、働きながら修士課程を履修できる体制や環境を整える必要性が明らかとなった。

『今後、本学に実践力を高めることができる大学院があれば、学びたいと思いませんか?』では、「はい」が74名(67.9%)、「いいえ」が35名(32.1%)であった。また、働きながら実践力を高めたいと希望している95名の内、71名(74.8%)は母校で学びたいと回答しており、大学院看護学研究科の開設へのニーズは高いと考える。進学を視野にしている卒業生が、母校で再び学ぶことを選択していけるような機会を提供できることが重要である。

『あなたは下記のどの領域に興味・関心がありますか(複数回答可)』では、本学看護学科にある7つの看護領域で複数回答とした。急性期看護59名(54.1%)、慢性期看護51名(46.8%)、地域看護29名(26.6%)、老年看護28名(25.7%)、小児看護21名(19.3%)、母性看護14名(12.8%)、精神看護12名(11%)であった。急性期看護および慢性期看護への興味・関心が高いとともに、地域看護、老年看護、小児看護にも2割以上の者が関心を示している。病気を抱えながら地域で療養生活を送る人々への支援、健康教育など、看護実践力を高めることを目指している本学大学院看護学研究科の設置趣旨とも一致する面があり、

を目的とした。Google formsにて作成し、連絡先(メールアドレス)を登録している卒業生128名に配信した。第1期生31名、第2期生33名、計64名より回答(回答率50%)が得られた。全体の60名(93.8%)は看護師として就労しており、300~500床未満の病院に務める者が30名(46.9%)と最も多く、次いで500床以上の病院に務める者が21名(32.8%)であった。

大学院で学ぶことに対するニーズを問うた質問5以降の回答を見ると、問5の『今後、臨床での経験を積んでいくと、自分の看護実践をより高めたいと思う時期がくると思いませんか?』については、「将来的に高めたいと思う時期がくると思う」が45名(70.3%)、「わからない」が16名(25.0%)であった。調査の対象は臨床経験1年目と2年目であり、職場に適應すること、看護実践者としての基本的な知識・技術・態度を身につける時期である。このような時期にも関わらず、7割が将来看護実践を高めたいと思う時期がくると感じており、就職後早期より自己のキャリアを考え、高い学習意欲をもっていることがわかった。

問6の『看護実践力を高めたいと思った時に、本学に大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)があれば、ここで実践力を高める学びをしたいと思いませんか?』に対しては、「是非進学を希望したい」「できれば進学を希望したい」が19名(29.7%)、「わからない」が32名(50%)であった。「わからない」の回答理由をみると、「まだこの先のことがわからないため」が多く、就職して1、2年目であることを考慮すると、進学に関して具体的に考えることは難しいと思われる。しかしながら、進学を希望している卒業生の中には「自分が卒業した大学に大学院があれば決断しやすそう」という声もみられ、大学院設置に期待している卒業生がいることも確かである。

また、問5と問6の結果をクロス集計してみると、「将来的に高めたいと思う時期がくると思う」と答えた45名(70.3%)のうち、「是非進学を希望したい」「できれば進学を希望したい」が12名(26.7%)、「わからない」が26名(57.8%)、「進学しない」は7名(15.6%)であった。実践力を高めたいと考えている者の3割は母校での進学を視野に入れている。現時点では「わからない」と答えた者がさらに臨床経験を積む中で進学を含めた看護実践力の向上を目指す可能性は高い。この層にある者が自己の実践力

進学への期待が持てる。

自由記載では「大学院ができれば通いたいです。」「働きながら大学院で学べる場が身近にあると嬉しいと思います。」「看護師として、働き始めてから新たにより深く看護について学べる場所が欲しいと思いました。」といった声が寄せられている。卒業生が臨床で働き始めてから、改めてより深く看護を学びたいと感じ、身近な場所で学ぶ機会を求めていることがわかる。

以上より、文京学院大学大学院看護学研究科（修士課程）設置に関連した卒業生のアンケート調査では、看護師の経験年数3年未満であるにも関わらず、約9割が働きながら看護実践力を高めたいと考えており、そのうち約7割以上は本学に実践力を高めることができる大学院があれば、本学で学びたいと回答していた。卒業生にとっても本学大学院看護研究科の設置は重要な意味を持つと考える。就労しながら大学院で学ぶ希望が多いことも踏まえ、長期履修制度等の整備を図ることが求められる。

について考える際、母校への進学を視野に入れたくなるような魅力ある教育プログラムが重要である。

問8の『あなたが大学院の進学先を選ぶ際に重視することは何ですか（複数回答可）』では、「学びたい教育プログラムがある」が50名（78.1%）、「働きながら学べる」43名（67.2%）、「学費が適切である」41名（64.1%）が上位であり、充実した教育プログラムや就労しながら学べる環境へのニーズが高いことがわかった。

問9の『あなたが看護系大学大学院（修士課程）で修得したい知識・能力を教えてください（複数回答可）』では、「看護実践やケア環境の質の改善に向けて取り組む力」31名（48.4%）、「看護の対象（個人・家族・集団・地域）に対して、高度な看護を実践する力」28名（43.8%）、「看護の課題を科学的に探究し、エビデンスを活用する力」21（32.8%）が上位であった。看護の質向上を目指し、高度な看護実践力を獲得し、看護の課題を科学的に探究する力を修得できるプログラムへの要望があることが伺えた。

問10の『あなたは下記のどの領域に興味・関心がありますか』では、14分野で複数回答とした。慢性期看護30名（46.9%）と周術期看護25（39.1%）が多かった。高齢者看護、終末期看護、在宅看護、がん看護、小児看護、母性看護については、2～3割であった。関心のある分野が分散しているものの、半数近くは慢性期看護に興味・関心を持っており、健康生活はもとより、病気を抱えながら地域で療養生活を送る人々への看護実践力を高めることを目指している本学大学院看護研究科の設置趣旨とも一致する面があり、進学への期待が持てる。

以上より、文京学院大学大学院看護学研究科（修士課程）設置関連した卒業生のアンケート調査では、臨床看護師として1～2年目であるにも関わらず、7割がいずれ看護実践力を高める時期がくると考えており、大学院では実践力の向上を期待している。卒業生にとっても本学大学院看護研究科の設置は重要な意味を持つと考える。就労しながら大学院で学ぶ希望が多いことも踏まえ、長期履修制度等の整備を図ることが求められる。

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

【大学等の設置の趣旨・必要性】

5 <修了後の進路が不明確>

本学を修了した学生の進路について明確な記載がないことから、本学を修了した現職の看護師が、医療現場に戻ってどのように活躍することを想定しているのか、説明すること。また、学部卒業後、直ちに入学する学生を想定しているのか、想定しているとした場合その進路についてどのように考えているか明確にすること。

(対応)

看護学研究科の修了生に期待すべき活躍に関しての記載を加えました。

(新旧対照表)設置の趣旨を記載した書類(6 ページ)

新	旧
<p>3) 本大学院看護学研究科の修了生への期待 本研究科の修了生は、健康状態に応じた健康行動を人々が獲得できることを支援する教育的な看護実践能力を修得し、臨床現場で活躍することを期待している。特に現在その構築を推進されている地域包括ケアシステムを支える各医療機関の地域包括ケア病棟や退院支援部門、外来看護部門などで、実践力を発揮できると考える。さらに各病棟においても、個々の患者が退院後の生活の中で健康を維持・向上できるような行動変容を支える看護の提供をはじめ、他の看護スタッフの実践力向上に関しても指導的な役割を担えと考える。意思決定や行動変容に関する困難事例に対しては、他職種との協働を図りながら対応できる能力が期待できるため、地域包括ケアシステムを支える看護専門職者として大いに貢献することが期待できる。また医療機関の中に留まらず、小学校や中学校、高等学校の教育機関をはじめ地域の様々な集団や組織に出向いて健康教育を実施できるような体制を構築し、地域の保健師をはじめとする看護専門職者と協働しながら人々が健康行動を獲得できる支援を展開できる人材となることを期待する。</p>	記載なし。

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

【大学等の設置の趣旨・必要性】

6 <入学者選抜の内容が不明確>

選抜試験の実施に関し、筆記試験と面接試験を行う記載があるものの、それぞれの試験の内容について具体的な説明がなく、アドミッション・ポリシーに基づいて適切に選抜が行えるのか不明なため、明確に説明すること。また、本学の設置の趣旨や入学出願資格によれば、学部等からの進学者と社会人入学が想定されているものと見受けられるが、その区分についても記載がないので、それぞれどのように選抜するのかについても併せて説明すること。

(対応)

選抜試験の内容について、アドミッションポリシーと対照して検討し、筆記試験の一部を看護専門科目から、小論文に変更した。理由として、本研究科は出願資格として看護師、保健師、助産師のいずれかの資格を有することを絶対条件としていることから、看護専門科目よりも小論文による試験によって、研究に必要な基本的能力としての論理的思考や柔軟な発想、倫理的な感受性と判断力を評価する方がより適切であると判断した。アドミッションポリシーに基づいた適切な選抜とするため、アドミッションポリシーの各項目がどの試験内容に該当するのかについて明記した。選抜方法は「一般入学選抜」のみとしており、学部等からの進学者と社会人入学者によって区別しないものとしている。ただし、社会人入学者に対する配慮として、面接において自分の経験をもとに看護について探究する能力、論理的にわかりやすく説明できる能力を十分に確認するものとした。なお、本研究科の「社会人」とは、看護師、保健師、助産師の資格を有し、①の卒業見込み、②の修了見込みの者以外である。また、社会人を含め全員が本研究科の教育理念や教育目標、研究指導體制などを理解したうえで受験できるようにするため、出願資格の最後に「事前相談を行う」ことを明確に記載した。

(新旧対照表)設置の趣旨を記載した書類(19～20 ページ)

新	旧
<p>2) 入学出願資格</p> <p>下記のいずれかに該当し、看護師、保健師、助産師のいずれかの資格を取得している者</p> <p>①学校教育法に定める大学を卒業した者または入学年度の前年度末に卒業見込みの者</p> <p>②外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者(修了見込みの者を含む)で、日本における看護師免許を有する者</p> <p>③看護系短期大学、専修学校、各種学校を卒業し、入学時点で看護師・保健師・助産師のいずれかとして3年以上の実務経験を有する者。且つ、院内・院外を問わず、研究活動に参加した経験があり、文京学院大学大学院看護学研究科委員会における個別の入学資格審査により、実務経験および研究活動状況、論理的思考力等が大学を卒業した者と同等以上の学力に相当すると認めた者。</p> <p>*なお、出願前には、指導を希望する教員に連絡し事前相談を行うものとする。</p>	<p>2) 入学出願資格</p> <p>本研究科では入学者を一般入学試験により選抜する。詳細は以下の通りである。</p> <p>下記のいずれかに該当し、看護師の資格を取得している者</p> <p>①学校教育法に定める大学を卒業した者または入学年度の前年度末に卒業見込み者</p> <p>②外国において、学校教育法における 16 年の課程を修了した者(修了見込みの者を含む)で、日本における看護師免許を有する者</p> <p>③看護系短期大学、専修学校、各種学校を卒業し、入学時点で看護師・保健師・助産師のいずれかとして3年以上の実務経験を有する者。且つ、院内・院外を問わず、研究活動に参加した経験があり、文京大学大学院看護学研究科委員会における個別の入学資格審査により、実務経験および研究活動状況、論理的思考力等が大学を卒業した者と同等以上の学力に相当すると認めた者。</p>

3) 入学選抜方法

選抜方法としては、文京学院大学大学院看護学研究科（修士課程）の教育理念・教育目標をふまえ、アドミッションポリシーに基づく入学選抜試験を実施する。選抜試験の内容は以下のとおりである。

(1) 試験種別 一般入学試験

(2) 試験内容

筆記試験 英語及び小論文 試験時間は各 60 分間

面接試験 個別面接 面接時間は約 20 分間

上記試験とあわせて、出願書類（志望理由、成績証明書等）により、総合的に評価する。

英語の試験は辞書持込可とする。但し電子辞書は不可。

アドミッションポリシーと試験内容については、筆記試験及び出願書類により（1）看護基礎教育を受け、看護学に関する基礎的な知識と技術を有するか、（2）倫理的な感受性と判断力をもって行動できるか、（3）論理的思考と柔軟な発想をもち、関連職者と協働して課題解決にあたることができ、主体的に自分の役割を果たすことができるかについて評価する。また個別面接において、（4）倫理的な感受性と判断力をもって行動できるか、（5）高度な看護実践専門職業人として、看護学ならびに看護実践の発展に貢献する意欲があるか、（6）論理的思考と柔軟な発想をもち、関連職者と協働して課題解決にあたることができ、主体的に自分の役割を果たすことができるかについて評価する。特に、社会人受験者については、自分の経験をもとに看護について探究する能力、論理的にわかりやすく説明できる能力を面接試験で十分に確認する。

(3) 選抜体制 合格者の合否判定案の審議を文京学院大学大学院看護学研究科委員会で行う。審議された合格者判定案を受け、学長が合否判定を決定する。

4) 募集定員

募集定員 10 名

3) 入学選抜方法

学生募集においては、ホームページをはじめ、大学院学生募集要項の配布等の広報に務める。

選抜方法としては、文京学院大学大学院看護学研究科（修士課程）の教育理念・教育目標をふまえ、アドミッションポリシーに基づく入学選抜試験を実施する。選抜試験の内容は以下のとおりである。

○筆記試験；英語および看護専門科目

○面接試験

入学者の選抜体制としては、合格者の合否判定案の審議を文京大学大学院看護学研究科委員会でを行う。審議された合格者判定案を受け、学長が合否判定を決定する。

4) 入学時期および入学選抜の実施時期、募集定員

(1) 入学時期

4 月（開設時 2021（令和 3）年 4 月）

(2) 選抜時期および募集定員

9 月 募集定員 10 名

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

【大学等の設置の趣旨・必要性】

7 <社会人に対する配慮が不十分>

社会人の履修方法について、教育方法の説明において長期履修についての記載はあるものの、「平日1限～6限及び土曜日1～4限開講授業を行う」とあり、また、各科目は全て対面式で行われることとなっており、学生の就業状況に合わせ十分な学修時間が確保できるか不明確である。メディア授業等の充実を含め、社会人学生に対する配慮が十分なされているか、説明すること。

(対応)

社会人に対する配慮として、平日の夜間開講、土曜日開講を設定していたが、時間や場所の制約を受けず受講できるメディア授業等の充実がご指摘のとおり不可欠である。そこで、夜勤等の勤務時間やシフトに縛られずに受講できるための方策として、オンデマンド型、またはオンライン型の授業を行うことを加筆した。また、教育方法において、社会人学生が豊富な臨床経験に基づいた看護実践に関して積極的に発言する機会を確保し、多様な学生によるより斬新な発想、論点を見出すための有益な方法としてディスカッションを行うことを加筆した。これについては既に提出したシラバスに記載されていた内容である。また、教育の方針について他の指摘事項により修正があったため、教育方法の記述を修正した。

(新旧対照表)設置の趣旨を記載した書類(12～13 ページ)

新	旧
<p>1) 教育方法</p> <p>本研究科では、人々の尊厳を守りながら個々人の意思決定を支え、その人が望む生活を営むために必要な健康行動を獲得し、直面した健康問題を解決できる能力を身につけることを支援する教育的な看護を実践できる人材育成を目指している。そのため、「人々が望ましい健康行動を獲得できるように支援する教育的な看護実践を科学的に検証し、新たな支援方法を開発しうる研究能力と対象の尊厳を守りながら教育的な看護実践能力を獲得できる」ことを教育方針の基盤とする。授業は、講義、演習、実習で行い、高度な看護実践力の基盤となる看護学に関する理論、最新の専門的知識を教授し、具体的な実践事例と関連づけながらすすめる。教育方法としては、科目担当者が講義を行い、学生が提示されたテーマに関して調べたことをもとに自らの意見をまとめて、プレゼンテーションを行いディスカッションする形式を取り入れる。演習では、学生が文献検索・検討した内容と自身の臨床経験に照らし合わせて考察した内容を発表し、学生同士のディスカッションを行った後、科目担当者がコメントする形式とする。自ら課題解決に向けて主体的に取り組み、学生同士で協働して学習できるようグループワー</p>	<p>1) 教育方法</p> <p>(1) 授業方法</p> <p>教育の方針としては、「広い視野に立ち、高度かつ複雑化する看護実践を科学的に検証し、高度な実践のみならず、新たな支援方法を開発しうる研究能力・看護実践能力を有する人材」の養成を基本として考える。そのため、教育内容としては、最新の知見に基づき、看護学に関する理論と実践事例を関連づけて取り扱うとともに、教育方法としては、科目担当者が講義を行うと共に学生が提示されたテーマに関して調べて、自らの意見をまとめて、プレゼンテーションを行う形式を取り入れる。演習では学生が文献検索・検討した内容と自らの実践の臨床経験に照らし合わせて考察した内容を発表し、科目担当者がコメントするという演習形式とする。授業科目ごとの学生数は少人数とする。</p>

<p>クを取り入れる。授業科目ごとの学生数は少人数となると予想されるが、互いの能力を最大限に活かし発言機会を多く持てるよう授業を展開する。特に研究指導科目においては、個別指導を中心とし、高度な実践のみならず、相談、調整、倫理調整の役割を担うための指導もおこなう。</p> <p>なお、入学が許可された者で長期履修を希望する場合は、看護学研究科委員会に申請し承認を受ける。承認された学生に対し、大学院設置基準第 14 条の適応により、下記の通りに教育を行う。</p> <p>授業時間：平日 1～6 限（9：10～19：40）及び土曜日 1～4 限（9:10～16:20）開講授業を行う。長期履修適応年数：標準修業年限は 2 年とし、最長 4 年とする。</p> <p>就業しながら学ぶ社会人学生のなかには、夜勤などの不規則な時間帯による交代勤務や超過勤務などを余儀なくされる場合が予想される。時間や場所に縛られない多様な学習ニーズに応えるため、上記の平日の夜間開講、土曜日開講に加えて、メディア授業等を積極的に取り入れ、大学の教室以外の場所でいつでも受講できるようオンデマンド型の講義配信、またはオンライン型の授業参加により履修できるようにする。</p>	<p>特に研究指導科目においては、個別指導を中心とし、高度な実践のみならず、相談、調整、倫理調整の役割を担うための指導もおこなう。</p> <p>なお、入学が許可された者で長期履修を希望する場合は、看護学研究科委員会に申請し承認を受ける。承認された学生に対し、大学院設置基準第 14 条の適応により、下記の通りに教育を行う。</p> <p>授業時間：平日 1～6 限（9：10～19：40）及び土曜日 1～4 限（9:10～16:20）開講授業を行う。長期履修適応年数：標準修業年限は 2 年とし、最長 4 年とする。</p>
--	---

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

【教育課程等】

8 <ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと教育課程が不整合>

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと教育課程について、例えば、ディプロマ・ポリシーに掲げる「看護実践をエビデンスに基づいて思考・展開できる能力」の修得に必要と考えられる「看護理論」がカリキュラム・ポリシーでは選択科目とされていたり、「他職種と連携・協働する力」を修得する科目が見当たらなかつたりする等、整合性が不明確であることから、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、教育課程の整合性を明確に説明し、必要に応じて修正すること。なお、上記「看護理論」はシラバスでは必修科目とされており、また、カリキュラム・ポリシーで必修科目とされている「ヘルスプロモーションと健康教育」が教育課程の概要等では選択科目とされているなど、不整合が見られるので、計画全体について見直し、修正すること。

(対応)

教育課程の表との整合性を図るとともに文章全体における齟齬の箇所を修正した。

(新旧対照表)設置の趣旨を記載した書類(8～9 ページ)

新	旧
<p>2) 共通科目について</p> <p>『共通科目』は、12科目で構成し、5科目10単位を必修とし、7科目を選択科目とし、このうち15単位以上の修得を要することとした。選択科目の中で「健康生活支援看護学」と「療養生活支援看護学」を選択した場合、それぞれ1科目(2単位)を選択必修とした。</p> <p>本大学院看護学研究科として、最も高めたい教育的看護実践力の基盤となる科目である「看護実践教育論」は、「動機づけ」に関する理論を基に対象となる人々が主体的に行動を変容するような教育的な看護実践力を修得する科目であり、必修科目とした。また慢性疾患を抱えながら生活を営む人々が今後増加していくことを見据え、「ヘルスプロモーションと健康教育」では、現在の健康状態を増進させていくことはもちろんのこと、高齢者のように加齢に伴う心身状態の低下が生じてしまう成長段階においては、できる限り長く現状を維持できるように健康状態を修復していける力を人々が獲得できる健康教育を展開する知識と技術を身につける。加えて、人々が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら自分らしい暮らしを最期まで継続できる社会の体制を形作るためには、教育的なかかわりのみでなくシステム論的な視点を持ち、様々な専門職や機関等と協働する力が必要であり、「看護システム論」や「看護管理」、</p>	<p>2) 共通科目について</p> <p>『共通科目』は、12科目で構成し、4科目を必修とし、残り2科目を選択必修、6科目を選択科目とし、このうち15単位以上の修得を要することとした。</p> <p>本大学院看護学研究科として、最も高めたい看護的教育能力の基盤となる科目である「看護実践教育論」と「ヘルスプロモーションと健康教育」は、看護学基礎教育においては必ずしも十分と言えない看護専門職による教育的働きかけを強化する科目である。特に「看護実践教育論」は、「動機づけ」に関する理論を基に対象となる人々が主体的に行動を変容するような教育的な看護実践力を修得する科目であり、必修科目とした。また慢性疾患を抱えながら生活を営む人々が今後増加していくことを見据え、「ヘルスプロモーションと健康教育」では、現在の健康状態を増進させていくことはもちろんのこと、高齢者のように加齢に伴う心身状態の低下が生じてしまう成長段階においては、できる限り長く現状を維持できるように健康状態を修復していける力を人々が獲得できる健康教育を展開する知識と技術を身につける。加えて、人々が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら自分らしい暮らしを最期まで継続できる社会の体制を形作るためには、教育的な</p>

「コンサルテーション論」では、こうした力を養う。「家族看護論」は、個々の家族員がいずれの健康レベルであっても、家族という単位で生じる問題や課題を、家族という単位で解決する実践力を培う。人々が自身の望む生活を営むために基盤となる健康状態を保持・増進するために必要な行動を決定し、実施に移していけるよう支援する上で、尊厳や権利、プライバシー、個人情報等を看護専門職として擁護できる力は欠かせない。そのため、「看護倫理」を必修科目として置き、看護基礎教育での学修を基礎として、より困難な状況においても的確な倫理的な判断と支援ができる能力を育成する。また対象が必要とする適切な看護を実践するためには、対象の健康状態を的確に把握する力は欠かせない。そのため、「フィジカルアセスメント」と「病態生理学」を選択科目として設置した。

『共通科目』は、看護学における研究能力と看護実践能力の基盤となる基礎的素養の育成を図り、『専門教育科目』と『特別研究』に繋げる役割を持っており、中でも「看護理論」、「看護研究方法論Ⅰ」、「看護研究方法論Ⅱ」の3科目は、看護実践上の課題を見出し、研究を計画・実施し、課題解決の方略を提案する基盤能力の強化を目指して、必修科目とした。この3科目では、看護研究を進める上での理論的な知識、倫理的姿勢、量的・質的方法論の基礎、研究デザイン、研究プロセス、文献検討について学修する。

3) 専門教育科目

『専門教育科目』では、個々人がその人らしい生活を継続できる力を獲得できることを支援する知識と実践力の獲得を目指して、「生活支援看護学総論」1単位を必修科目とした。この科目では、多様化、複雑化、専門化する保健・医療・福祉環境の変化の中で、「健康とは」「その人らしい生活とは」という問いかけに対して個々の学生が洞察し、自身の価値観や考え方を見つめ直す第一歩とする。加えて学生は、特論・演習・実習を「健康生活」あるいは「療養生活」のいずれかに軸足を置いて選択する。すなわち、「健康生活支援看護学特論」あるいは「療養生活支援看護学特論」のどちらか2単位、「健康生活支援看護学演習Ⅰ」あるいは「療養生活支援看護学演習Ⅰ」のどちらか1単位、「健康生活支援看護学演習Ⅱ」あるいは「療養生活支援看護学演習Ⅱ」のどちらか1単位、「健康生活支援

かかわりのみでなくシステム論的な視点を持ち、様々な専門職や機関等と協働する力が必要であり、「看護システム論」や「看護管理」、「コンサルテーション論」では、こうした力を養う。「家族看護論」は、個々の家族員がいずれの健康レベルであっても、家族という単位で生じる問題や課題を、家族という単位で解決する実践力を培う。人々が自身の望む生活を営むために基盤となる健康状態を保持・増進するために必要な行動を決定し、実施に移していけるよう支援する上で、尊厳や権利、プライバシー、個人情報等を看護専門職として擁護できる力は欠かせない。そのため、「看護倫理」を必修科目として置き、看護基礎教育での学修を基礎として、より困難な状況においても的確な倫理的な判断と支援ができる能力を育成する。また対象が必要とする適切な看護を実践するためには、対象の健康状態を的確に把握する力は欠かせない。そのため、「フィジカルアセスメント」と「病態生理学」を選択科目として設置した。

『共通科目』は、看護学における研究能力と看護実践能力の基盤となる基礎的素養の育成を図り、『専門教育科目』と『特別研究』に繋げる役割を持っており、中でも「看護研究方法論Ⅰ」ならびに「看護研究方法論Ⅱ」の2科目は、看護実践上の課題を見出し、研究を計画・実施し、課題解決の方略を提案する基盤能力の強化を目指して、必修科目とした。この2科目では、看護研究を進める上での倫理的姿勢や量的・質的方法論の基礎、研究デザイン、研究プロセス、文献検討について学修する。「看護理論」では、看護実践上の課題を見出すための主要な理論を学修する。

3) 専門教育科目

『専門教育科目』では、個々人がその人らしい生活を継続できる力を獲得できることを支援する知識と実践力の獲得を目指して、「生活支援看護学総論」1単位を必修科目とした。この科目では、多様化、複雑化、専門化する保健・医療・福祉環境の変化の中で、「健康とは」「その人らしい生活とは」という問いかけに対して個々の院生が洞察し、自身の価値観や考え方を見つめ直す第一歩とする。加えて学生は、特論・演習・実習を「健

看護学実習」あるいは「療養生活支援看護学実習」のどちらか2単位をそれぞれ選択して、計7単位以上を修得する。ただし、特論に関しては、「健康生活」と「療養生活」の両方の科目を選択することができる。

「健康生活支援看護学特論」では、地域において人々の健康生活の維持を支援する地域看護学の分野と、ライフサイクルを通して健康な発達と改善を支援する母性看護学分野の教員がそれぞれの分野からみた問題や課題とこれらの解決に繋がる健康行動理論に関して教授する。

「療養生活支援看護学特論」では、健康上の問題を抱えながら医療機関を含めた施設あるいは在宅で療養生活を送っている人々が直面している問題や課題に焦点を当てながら、これらがもたらす健康や療養への影響に関して基礎看護学、小児看護学、成人看護学、高齢者看護学、精神看護学の各分野を研究領域としている教員が教授する。

康生活」あるいは「療養生活」のいずれかに軸足を置いて選択する。すなわち、「健康生活支援看護学特論」あるいは「療養生活支援看護学特論」のどちらか2単位、「健康生活支援看護学演習Ⅰ」あるいは「療養生活支援看護学演習Ⅰ」のどちらか1単位、「健康生活支援看護学演習Ⅱ」あるいは「療養生活支援看護学演習Ⅱ」のどちらか1単位、「健康生活支援看護学実習」あるいは「療養生活支援看護学実習」のどちらか2単位をそれぞれ選択して、計7単位を修得する。ただし、特論に関しては、「健康生活」と「療養生活」の両方の科目を選択することができる。

「健康生活支援看護学特論」では、地域において人々の健康生活の維持を支援する地域看護学の分野とライフサイクルを通して健康な発達と改善を支援する母性看護学分野の教員がそれぞれの分野からみた問題や課題とこれらの解決に繋がる健康行動理論に関して教授する。

「療養生活支援看護学特論」では、健康上の問題を抱えながら医療機関を含めた施設あるいは在宅で療養生活を送っている人々が直面している問題や課題に焦点を当てながら、これらがもたらす健康や療養への影響に関して小児看護学、成人看護学、高齢者看護学、精神看護学の各分野を研究領域としている教員が教授する。

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

【教育課程等】

9 <実習の内容が不明確>

「健康生活支援看護実習」及び「療養生活支援看護実習」について、実習期間を9月から2月に設定しているが、その間の具体的な実習計画や指導体制（指導教員と実習指導先）が不明確であることから、具体的に説明すること。

(対応)

「健康生活支援看護学実習」及び「療養生活支援看護学実習」のシラバスについて、実習期間を9月から2月のうち2週間と修正した。また、実習内容に10日程度の実習となることを追記した。指導体制についても指導教員および実習指導先の指導体制について追記した。

(新旧対照表)シラバス・授業概要を記載した書類(該当科目シラバス)

新	旧
<p>●「健康生活支援看護学実習」シラバス</p> <p>【実習期間】 令和3年9月～令和4年2月のうち2週間</p> <p>【実習内容】</p> <ol style="list-style-type: none">1. 実習計画書を作成し、自己の研究課題を明確化し、実習目標、実習方法、対象者の条件などについて明文化する。2. 実習期間内に、健康教育・相談を10回程度開催する（複数施設可）3. 実習計画に基づき、実習施設を選択し、実習施設関係者に実習計画を相談の上調整し、協力を得ながら実習調整する。4. 選択した施設に集まる対象や施設の状況に応じて、準備した健康教育を改善し、対象への健康教育を実施する。5. 実施した健康教育について、多角的客観的に評価する。6. 教員との面談を通して、看護実践を振り返り、自己の課題について明確化する。 <p>【指導体制】</p> <p>研究課題の指導教員および副指導教員が中心となって実習指導を行う。実習計画書作成の指導、研究課題にそった実習施設の選択や実習調整、実施をサポートする。実習指導者は、実習計画書について、日時・場所など具体的な方法への助言を行う。</p> <p>●「療養生活支援看護学実習」シラバス</p> <p>【実習期間】 令和3年9月～令和4年2月のうち2週間</p>	<p>「健康生活支援看護学実習」シラバス</p> <p>【実習期間】 令和3年9月～令和4年2月</p> <p>【実習内容】</p> <ol style="list-style-type: none">1. 実習計画書を作成し、自己の研究課題を明確化し、実習目標、実習方法、対象者の条件などについて明文化する。2. 実習計画に基づき、実習施設を選択し、実習施設関係者に実習計画を説明し、協力を得ながら実習調整する。3. 選択した施設に集まる対象や施設の状況に応じて、準備した健康教育を改善し、対象への健康教育を実施する。4. 実施した健康教育について、多角的客観的に評価する。5. 教員との面談を通して、看護実践を振り返り、自己の課題について明確化する。 <p>●「療養生活支援看護学実習」シラバス</p> <p>【実習期間】 令和3年9月～令和4年2月</p>

【実習内容】

1. 実習計画書を作成し、自己の研究課題を明確化し、実習目標、実習方法、対象者の条件などについて明文化する。
2. 実習計画書に基づき、実習施設を選択し、実習施設の実習指導責任者ならびに実習指導者に実習計画を説明し、協力を得ることができる。
3. 実習期間内の10日程度、病院施設等において実習する（複数施設可）。
4. 慢性疾患を抱えながら療養生活を続けている小児、成人、高齢者のいずれかの人を1名以上を担当する。
5. 対象の療養生活支援を通して、教育支援計画を立案し看護を展開し、評価をする。
6. 実習中は、実習指導者、教員とのディスカッションを行い、方向性を確認しながら進める。
7. 実習における学びを振り返り、実習計画を修正しつつ看護実践を展開する。
8. 担当した対象への看護実践、評価に関するレポートを作成し、報告会で発表するとともに、チームメンバー、指導者、教員から総合的な評価をもらう。
9. 教員との面談を通して、看護実践を振り返り、自己評価するとともに、自己の課題について明確化する。

【指導体制】

研究課題の指導教員および副指導教員が実習指導を行う。実習計画書作成の指導、研究課題にそった実習施設の選択や実習調整、実施をサポートする。実習施設の看護責任者または実習指導者は、実習計画書について、日時・場所など具体的な方法への助言を行う。

【実習内容】

1. 実習計画書を作成し、自己の研究課題を明確化し、実習目標、実習方法、対象者の条件などについて明文化する。
2. 実習計画書に基づき、実習施設を選択し、実習施設の実習指導責任者ならびに実習指導者に実習計画を説明し、協力を得ることができる。
3. 慢性疾患を抱えながら療養生活を続けている小児、成人、高齢者のいずれかの人を1名以上を担当する。
4. 対象の療養生活支援を通して、教育支援計画を立案し看護を展開し、評価をする。
5. 実習中は、実習指導者、教員とのディスカッションを行い、方向性を確認しながら進める。
6. 実習における学びを振り返り、実習計画を修正しつつ看護実践を展開する。
7. 担当した対象への看護実践、評価に関するレポートを作成し、報告会で発表するとともに、チームメンバー、指導者、教員から総合的な評価をもらう。
8. 教員との面談を通して、看護実践を振り返り、自己評価するとともに、自己の課題について明確化する。

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

【教育課程等】

1 0 <シラバスの記載内容が不十分>

シラバスにおいて、以下のように不適切なものが散見されるため、全体について見直し、改めること。

- (1) 「看護研究方法論I」や「看護研究方法論II」、「看護システム論」、「看護理論」で、成績評価の方法と基準が空欄となっている。
- (2) 授業外学習について、目安を示していないものや、予習90分、復習90分としているもの、予習2時間と示しているものなど様々で、事前事後学習についてどのような考え方で設定しているのか不明確である。
- (3) テキスト・参考文献について示されていないものがある。

(対応)

- (1) 「看護研究方法論I」や「看護研究方法論II」、「看護システム論」、「看護理論」で、成績評価の方法と基準が空欄となっていたため、成績評価の方法と基準を記載した。
- (2) 授業外学習について、大学設置基準の1単位45時間としての算出を基に本学の授業外学習時間設定と照合し、各授業科目を修正または追記した。
- (3) テキスト・参考文献について、記載されていなかった講義および演習について追記した。

(新旧対照表) 該当科目シラバス

新	旧
<p>●「看護研究方法論I」 授業外学習 各授業では、関連した文献を検索し、熟読してくる等の事前課題を提示する。また院生個々が探してきた文献の中で授業で取り上げたもの以外については、授業外で各自クリティークし、内容をまとめる。 各授業において、予習・復習合わせて4時間程度。 テキスト 参考文献 講義は配布資料を中心に展開する。適宜、参考文献を提示する。 近藤潤子監訳：看護研究 原理と方法, 医学書院. 成績評価の方法と 基準 課題発表 50%、ディスカッション内容 30%、レポート 20%</p> <p>●「看護研究方法論II」 授業外学習 各授業では、関連した文献を検索し、熟読してくる等の事前課題を提示する。また院生個々が探してきた文献の中で授業で取り上げたもの以外については、授業外で各自クリティークし、内容をまとめる。 各授業において、予習・復習合わせて4時間程度。</p>	<p>●「看護研究方法論I」 授業外学習 各授業では、関連した文献を検索し、熟読してくる等の事前課題を提示する。また院生個々が探してきた文献の中で授業で取り上げたもの以外については、授業外で各自クリティークし、内容をまとめる。</p> <p>テキスト 参考文献 空欄</p> <p>成績評価の方法と 基準 空欄</p> <p>●「看護研究方法論II」 授業外学習 各授業では、関連した文献を検索し、熟読してくる等の事前課題を提示する。また院生個々が探してきた文献の中で授業で取り上げたもの以外については、授業外で各自クリティークし、内容をまとめる。</p>

<p>テキスト 参考文献 講義は配布資料を中心に展開する。適宜、参考文献を提示する。 近藤潤子監訳：看護研究 原理と方法, 医学書院. 成績評価の方法と 基準 課題発表 50%、ディスカッション内容 30%、レポート 20%</p> <p>●「看護倫理」 授業外学習 授業ごとに次の授業に関連するテーマを提示し、そのことに関して調べて自身の意見をまとめる。 各授業につき予習 120 分、復習 120 分を目安とする。</p> <p>●「看護実践教育論」 テキスト 参考文献 講義は配布資料を中心に展開する。必要時、適宜文献を提示する。</p> <p>●「ヘルスプロモーションと健康教育」 授業外学習 授業ごとに次の授業に関連するテーマを提示し、そのことに関して調べて自身の意見をまとめる。 各授業につき予習 120 分、復習 120 分を目安とする。</p> <p>●「家族看護論」 授業外学習 授業それぞれにおいて文献を検索し、まとめておく。事前学習課題、事後学習課題は、講義進行に合わせ、講義中に適宜提示する。事例などについては各自準備しておく。 各授業につき予習・復習合わせて 4 時間程度。 テキスト 参考文献 講義は配布資料を中心に展開する。必要時、参考文献を提示する。</p> <p>●「看護システム論」 授業外学習 各授業では、関連した文献を検索し、熟読してくる等の事前課題を提示する。また院生個々が探してきた文献の中で授業で取り上げたもの以外については、授業外で各自クリティークし、内容をまとめる。</p>	<p>テキスト 参考文献 空欄</p> <p>成績評価の方法と 基準 空欄</p> <p>●「看護倫理」 授業外学習 授業ごとに次の授業に関連するテーマを提示し、そのことに関して調べて自身の意見をまとめる。</p> <p>●「看護実践教育論」 テキスト 参考文献 空欄</p> <p>●「ヘルスプロモーションと健康教育」 授業外学習 空欄</p> <p>●「家族看護論」 授業外学習 授業それぞれにおいて文献を検索し、まとめておく。事前学習課題、事後学習課題は、講義進行に合わせ、講義中に適宜提示する。事例などについては各自準備しておく。</p> <p>テキスト 参考文献 空欄</p> <p>●「看護システム論」 授業外学習 各授業では、関連した文献を検索し、熟読してくる等の事前課題を提示する。また院生個々が探してきた文献の中で授業で取り上げたもの以外については、授業外で各自クリティークし、内容をまとめる。</p>
--	--

<p>各授業につき予習・復習を合わせて4時間程度。</p> <p>テキスト 参考文献 講義は配布資料を中心に展開する。必要時、文献を提示する。</p> <p>成績評価の方法と 基準 課題発表 50%、ディスカッション内容 30%、レポート 20%</p> <p>●「看護理論」 授業外学習 各授業では、関連した文献を検索し、熟読してくる等の事前課題を提示する。また院生個々が探してきた文献の中で授業で取り上げたもの以外については、授業外で各自クリティークし、内容をまとめる。 各授業につき予習・復習合わせて4時間程度。 テキスト 参考文献 講義は配布資料を中心に展開する。適宜、参考文献を提示する。</p> <p>●山田智恵里監訳：看護の重要コンセプト 20 看護分野における概念分析の試み，エルゼビア・ジャパン。 成績評価の方法と 基準 課題発表 50%、ディスカッション内容 30%、レポート 20%</p> <p>●「フィジカルアセスメント」 授業外学習 授業ごとに必要な人体の形態と機能に関する知識をまとめてくる。アセスメントの技術と知識を確実なものとするように毎回、課題を出すので、課に取り組む。 各授業につき予習 120 分、復習 120 分を目安とする。</p> <p>●「病態生理学」 授業外学習 授業ごとに課題をだすので、次回の授業までに課題についてまとめてくる。 各授業につき予習 120 分、復習 120 分を目安とする。 テキスト 参考文献 講義は配布資料を中心に展開する。必要時に参考文献を提示する。</p> <p>●「看護管理」 授業外学習</p>	<p>テキスト 参考文献 空欄</p> <p>成績評価の方法と 基準 空欄</p> <p>●「看護理論」 授業外学習 各授業では、関連した文献を検索し、熟読してくる等の事前課題を提示する。また院生個々が探してきた文献の中で授業で取り上げたもの以外については、授業外で各自クリティークし、内容をまとめる。</p> <p>テキスト 参考文献 空欄</p> <p>成績評価の方法と 基準 空欄</p> <p>●「フィジカルアセスメント」 授業外学習 授業ごとに必要な人体の形態と機能に関する知識をまとめてくる。アセスメントの技術と知識を確実なものとするように毎回、課題を出すので、課に取り組む。</p> <p>●「病態生理学」 授業外学習 授業ごとに課題をだすので、次回の授業までに課題についてまとめてくる。</p> <p>テキスト 参考文献 空欄</p> <p>●「看護管理」 授業外学習</p>
--	--

<p>授業ごとに次回の授業に関連するテーマを提示し、そのことに関して調べて自身の意見をまとめる。 各授業につき予習 120 分、復習 120 分を目安とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「コンサルテーション論」 授業外学習 授業ごとにテキストの必要箇所を提示するので、熟読しておく。 各授業につき予習 120 分、復習 120 分を目安とする。 ●「生活支援看護学総論」 授業外学習 各授業において主要なテーマを提示するので、文献検索し、自身の考えをまとめておく。 各授業につき予習 120 分、復習 120 分を目安とする。 テキスト 参考文献 講義は配布資料を中心に展開する。必要な文献に関しては、適宜提示する。 ●「特別研究」 授業外学習 自己の研究課題に関する文献検討し、計画性をもってフィールドワークを行い、データの分析・考察を行う。 各授業につき予習・復習合わせて 180 分程度。 テキスト 参考文献 必要時に提示する。 ●小玉香津子・輪湖史子訳：看護研究計画書 作成の基本ステップ，日本看護協会出版会。 ●「健康生活支援看護学特論」 授業外学習 テキストを講読し、割り当てられた範囲について発表できるように準備する。 各授業において予習・復習を合わせて 4 時間程度。 ●「健康生活支援看護学演習Ⅰ」 授業外学習 各講義のテーマに関連する文献講読・ゼミナールで行われたディスカッションの結果を受けて自分の考えをまとめる。 各授業につき予習・復習合わせて 60 分程度。 ●「健康生活支援看護学演習Ⅱ」 	<p>授業ごとに次回の授業に関連するテーマを提示し、そのことに関して調べて自身の意見をまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「コンサルテーション論」 授業外学習 授業ごとにテキストの必要箇所を提示するので、熟読しておく。 ●「生活支援看護学総論」 授業外学習 各授業において主要なテーマを提示するので、文献検索し、自身の考えをまとめておく。 テキスト 参考文献 空欄 ●「特別研究」 授業外学習 自己の研究課題に関する文献検討し、計画性をもってフィールドワークを行い、データの分析・考察を行う。 テキスト 参考文献 空欄 ●「健康生活支援看護学特論」 授業外学習 テキストを講読し、割り当てられた範囲について発表できるように準備する。 ●「健康生活支援看護学演習Ⅰ」 授業外学習 各講義のテーマに関連する文献講読・ゼミナールで行われたディスカッションの結果を受けて自分の考えをまとめる。 ●「健康生活支援看護学演習Ⅱ」
--	--

<p>授業外学習 各演習に関連する文献を講読する。健康教育の立案や模擬講義を準備する。 各授業につき予習・復習合わせて 60 分程度。 テキスト 参考文献 講義は配布資料を中心に展開する。適宜、参考文献を提示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「健康生活支援看護学実習」 テキスト 参考文献 適宜提示する。 ●「療養生活支援看護学特論」 授業外学習 ①各授業前と授業で文献や資料等提示するので熟読して授業に臨む。 ②各授業で提示された課題について調べて授業に臨む。 各授業について予習・復習合わせて 4 時間程度。 テキスト 参考文献 講義中に適宜提示する。 ●「療養生活支援看護学演習I」 授業外学習 テーマに関する関連文献を事前に読み、ディスカッションの準備をする。 各自が当該理論に関連した具体的な困難事例をまとめ、提示できるよう準備する。 文献をクリティークし、レポートを作成する。 各回の授業終了後は、ディスカッション内容を振り返り、自己の課題に照らし合わせ検討する。 各授業について予習・復習合わせて 1 時間程度。 テキスト 参考文献 随時提示する。 ●森山美和子編：慢性疾患ケアモデル ディジーズマネジメントとナーシングケースマネジメント、中央法規。 ●「療養生活支援看護学演習II」 授業外学習 テーマに関する関連文献を事前に読み、ディスカッションの準備をする。 関連した具体的な困難事例をまとめ、提示できるよう準備する。 教育支援計画を立案の準備をする。 各授業につき予習・復習合わせて 1 時間程度。 テキスト 参考文献 	<p>授業外学習 各演習に関連する文献を講読する。健康教育の立案や模擬講義を準備する。</p> <p>テキスト 参考文献 空欄</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「健康生活支援看護学実習」 テキスト 参考文献 空欄 ●「療養生活支援看護学特論」 授業外学習 ①各授業前と授業で文献や資料等提示するので熟読して授業に臨む。 ②各授業で提示された課題について調べて授業に臨む。 <p>テキスト 参考文献 空欄</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「療養生活支援看護学演習I」 授業外学習 テーマに関する関連文献を事前に読み、ディスカッションの準備をする。 各自が当該理論に関連した具体的な困難事例をまとめ、提示できるよう準備する。 文献をクリティークし、レポートを作成する。 各回の授業終了後は、ディスカッション内容を振り返り、自己の課題に照らし合わせ検討する。 テキスト 参考文献 随時提示する。 ●「療養生活支援看護学演習II」 授業外学習 テーマに関する関連文献を事前に読み、ディスカッションの準備をする。 関連した具体的な困難事例をまとめ、提示できるよう準備する。 教育支援計画を立案の準備をする。
---	--

<p>随時提示する。</p> <ul style="list-style-type: none">●C.エンブラハム,M.クルーズ編, 竹中晃二・上地 広昭監訳：行動変容を促すヘルス・コミュニケー ション 根拠に基づく健康情報の伝え方, 北大路 書房.	<p>テキスト 参考文献 空欄 随時提示する。</p>
--	-------------------------------------

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

【教育課程等】

1 1 <論文審査体制における副査の位置づけが不明確>

学位論文審査の副査について指導教員が選出されるのか不明確ため、公正かつ厳格な学位論文に係る審査が可能な体制が構築されていることについて明確に説明すること。なお、副査のうち1名は「外部の看護学分野の教員も可とする」という記載と、「学部の看護分野の教員も可とする」という記載があるため、適切に修正すること。

(対応)

副査のうち1名については、主または副指導教員が選出されることを可能とすると修正した。公正かつ厳格な審査を可能とするため、主査については、主指導教員及び副指導教員ともに選出されることを不可と明記した。また副査のうち1名について、研究の専門性を考慮し、「外部の看護研究科の教員」を選出することも可能とした。本研究科以外の看護系大学院の研究科に在籍している教員であれば、修士論文の審査に相応しい能力を有する者であり、学生の修士論文のテーマをより専門的に審査し、学位論文としての審査が適格に行われるものと考えた。審査体制における記述のほか、履修スケジュールを示した表（長期履修も同様）に、副査に関する説明のみが書かれていたため、削除し、本文中の審査体制の記述で統一した。

(新旧対照表)設置の趣旨を記載した書類(15 ページ)

新	旧
<p>4) 学位論文審査と体制</p> <p>修士論文について、ディプロマポリシーを基盤とした修士論文審査基準に基づき、主査1名及び副査2名で構成される修士論文審査会における審査（口頭発表、口頭試問）、及び公開による修士論文発表会の結果を踏まえて、可否を決定する。審査体制として、看護学研究科委員会において主査1名及び副査2名を本研究科の教員のなかから選出する。主査は、主指導教員及び副指導教員以外の教員とする。副査のうち1名は、主指導教員あるいは副指導教員が選出されてもよいものとする。また研究領域の専門性などにより、外部の看護学研究科の教員から副査1名を選出することも可能とする。このような体制を整えることにより、審査の厳格性と透明性を担保する。</p> <p>履修スケジュールの表（長期履修も含む）に示した副査に関する「学部の看護学分野」の文章については、本文の内容「外部」と違っていることから、削除した。</p>	<p>4) 学位論文審査と体制</p> <p>修士論文について、ディプロマポリシーを基盤とした修士論文審査基準に基づき、主査1名及び副査2名で構成される修士論文審査会における審査（口頭発表・試問）を行った結果、および公開による修士論文発表会の結果を踏まえて、可否を決定する。看護学研究科委員会において主査1名及び副査2名を選出するが、主査は、主たる研究指導教員以外の本研究科の教員とする。副査は、看護学研究科の教員から選出するが、外部の看護学分野の教員も可とする。このような体制を整えることにより、審査の厳格性と透明性を担保する。</p> <p>副査は、本研究科の教員、または1名は学部の看護分野の教員も可とする</p>

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

【教員組織等】

1 2 <研究指導補助教員数が大学院設置基準を満たしていない>

研究指導補助教員数について、大学院設置基準の規定を満たしていないため、適切に改めること。

(対応)

研究指導教員ならびに研究指導補助教員の担当科目に「特別研究」を含めていなかったため修正した。

(新旧対照表) 教員の氏名等を記載した書類(抜粋)

新			旧		
職位	氏名	担当授業科目の名称	職位	氏名	担当授業科目の名称
准教授	金久保 愛子	療養生活支援看護学実習※ 特別研究	准教授	金久保 愛子	療養生活支援看護学実習※
准教授	小檜山 敦子	健康生活支援看護学演習Ⅰ※ 健康生活支援看護学演習Ⅱ※ 健康生活支援看護学実習※ 特別研究	准教授	小檜山 敦子	健康生活支援看護学演習Ⅰ※ 健康生活支援看護学演習Ⅱ※ 健康生活支援看護学実習※
准教授	染谷 奈々子	コンサルテーション論※ フィジカルアセスメント※ 療養生活支援看護学演習Ⅰ※ 療養生活支援看護学演習Ⅱ※ 療養生活支援看護学実習※ 特別研究	准教授	染谷 奈々子	コンサルテーション論※ フィジカルアセスメント※ 療養生活支援看護学演習Ⅰ※ 療養生活支援看護学演習Ⅱ※ 療養生活支援看護学実習※
准教授	土谷 朋子	療養生活支援看護学演習Ⅰ 療養生活支援看護学演習Ⅱ※ 療養生活支援看護学実習※ 特別研究	准教授	土谷 朋子	療養生活支援看護学演習Ⅰ 療養生活支援看護学演習Ⅱ※ 療養生活支援看護学実習※
講師	渋谷 寛美	療養生活支援看護学演習Ⅰ※ 療養生活支援看護学演習Ⅱ※ 療養生活支援看護学実習※ 特別研究	准教授	渋谷 寛美	療養生活支援看護学演習Ⅰ※ 療養生活支援看護学演習Ⅱ※ 療養生活支援看護学実習※

(改善事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

【教員組織等】

1 3 <教員組織の将来構想について不明確>

本専攻の主要科目である「看護研究方法論Ⅰ」や「看護研究方法論Ⅱ」などを、完成年度で定年を迎える教授が担当することとなっているが、完成年度以降の該当科目やその専門領域をどのように引き継いでいくのか不明確であるため、将来構想について具体的に説明すること。

(対応)

完成年度を迎えた段階で特任教授が担当している主要科目を専任教員が担当する方策を加筆した。(新旧対照表)設置の趣旨を記載した書類(11 ページ)

新	旧
<p>1) 教員組織の編成の基本的な考え方</p> <p>文京学院大学大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)における専任教員の配置計画に関しては、大学院設置基準第9条第1項第1号に鑑み、本研究科が目指すあらゆる年代、あらゆる健康レベルにある人々がその人らしい生活を継続できる力を獲得できるよう支援する上で必要とされる各分野における専門性の高い研究業績を持ち、大学や大学院での教育実績を有する教員を適切に配置することを重要視した。なお、講義科目の一部に関しては、当該科目を教授するに適した専門分野の非常勤講師を配置する。</p> <p>本学科の教育目的である看護実践における高い教育能力を備えた人材育成を達成する観点に加え、学部教育との継続性ならびに専門性、社会的要請等に鑑み、教育課程を『共通科目』『専門教育科目』『特別研究』の3つに区分し、編成している。</p> <p>『共通科目』の中で看護実践における教育能力の基盤となる科目である「看護実践教育論」は、本学の教授の中でも教育的な内容を基盤とした研究業績ならびに実践経験に有している教員が担当する。また本学の看護教員数が必ずしも潤沢ではないことにより大学院授業に伴う負担軽減を図ることと大学院教育の経験を持つ教員が限られていることを踏まえ、『共通科目』はこれまで大学院教育に携わり、大きな実績を持っている特任教授3名が、『専門教育科目』は専任教員が、『特別研究』に関しては特任教員と専任教員の教授がそれぞれの専門性を活かして担当することとした。ただし、完成年度を迎えた段階で『共通科目』の必修科目に関して特任教授から専任教員への担当の移行を円滑にするために各授業にオブザーバー的な役割として参加する。</p>	<p>1) 教員組織の編成の基本的な考え方</p> <p>文京学院大学大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)における専任教員の配置計画に関しては、大学院設置基準第9条第1項第1号に鑑み、本研究科が目指すあらゆる年代、あらゆる健康レベルにある人々がその人らしい生活を継続できる力を獲得できるよう支援する上で必要とされる各分野における専門性の高い研究業績を持ち、大学や大学院での教育実績を有する教員を適切に配置することを重要視した。なお、講義科目の一部に関しては、当該科目を教授するに適した専門分野の非常勤講師を配置する。</p> <p>本学科の教育目的である看護実践における高い教育能力を備えた人材育成を達成する観点に加え、学部教育との継続性ならびに専門性、社会的要請等に鑑み、教育課程を『共通科目』『専門教育科目』『特別研究』の3つに区分し、編成している。</p> <p>『共通科目』の中で看護実践における教育能力の基盤となる科目である「看護実践教育論」は、本学の教授の中でも教育的な内容を基盤とした研究業績ならびに実践経験に有している教員が担当する。また本学の看護教員数が必ずしも潤沢ではないことを踏まえ、学部教育と大学院教育の授業担当数を考慮し、『共通科目』はこれまで大学院教育に携わり、大きな実績を持っている特任教授3名が、『専門教育科目』は専任教員が、『特別研究』に関しては特任教員と専任教員の教授がそれぞれの専門性を活かして担当することとした。</p>